

# 貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	12,891,012	10,176,847	2,714,165
未収入金	51,343	68,938	△ 17,595
流動資産合計	12,942,355	10,245,785	2,696,570
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	0	0	0
定期預金	100,000,000	100,000,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
競技力向上対策積立資産	2,000,000	3,000,000	△ 1,000,000
特定資産合計	2,000,000	3,000,000	△ 1,000,000
固定資産合計	102,000,000	103,000,000	△ 1,000,000
資産合計	114,942,355	113,245,785	1,696,570
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	1,510,071	1,902,041	△ 391,970
流動負債合計	1,510,071	1,902,041	△ 391,970
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	1,510,071	1,902,041	△ 391,970
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	( 0)
(うち特定資産への充当額)	( 0)	( 0)	( 0)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	( 0)	( 0)	( 0)
(うち特定資産への充当額)	2,000,000	3,000,000	( △1,000,000)
正味財産合計	113,432,284	111,343,744	2,088,540
負債及び正味財産合計	114,942,355	113,245,785	1,696,570

# 正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	35,000	50,000	△ 15,000
基本財産受取利息	35,000	50,000	△ 15,000
② 受取会費	12,300,000	10,801,000	1,499,000
正会員受取会費	460,000	460,000	0
賛助会員受取会費	11,840,000	10,341,000	1,499,000
③ 事業収益	1,043,586	1,155,348	△ 111,762
施設使用料収益	74,549	74,549	0
販売手数料収益	773,528	887,137	△ 113,609
電気使用料収益	195,509	193,662	1,847
④ 事業受託収益	4,574,124	4,612,212	△ 38,088
市事業受託収益	4,574,124	4,612,212	△ 38,088
⑤ 受取補助金等	37,626,700	34,753,000	2,873,700
受取市補助金	37,546,700	34,673,000	2,873,700
受取民間補助金	80,000	80,000	0
⑥ 雑収益	212	123,699	△ 123,487
受取利息	212	123,699	△ 123,487
雑収益	0	0	0
経常収益計	55,579,622	51,495,259	4,084,363
(2) 経常費用			
① 事業費	49,245,177	45,957,008	3,288,169
給料手当	5,057,574	5,100,450	△ 42,876
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	834,403	831,934	2,469
会議費	63,430	64,870	△ 1,440
旅費交通費	703,939	412,008	291,931
通信運搬費	259,054	211,900	47,154
備品費	0	0	0
消耗品費	658,760	680,402	△ 21,642
修繕費	0	99,360	△ 99,360
印刷製本費	248,207	214,284	33,923
光熱水料費	213,112	251,772	△ 38,660
賃借料	1,547,430	1,506,119	41,311
保険料	730	730	0
諸謝金	180,000	180,000	0
租税公課	1,554,400	818,200	736,200

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
支 払 負 担 金	1,688,000	1,747,100	△ 59,100
支 払 助 成 金	32,958,007	30,788,030	2,169,977
支 払 返 還 金	2,293,183	2,256,624	36,559
委 託 費	481,680	457,920	23,760
雑 費	503,268	335,305	167,963
② 管 理 費	4,245,905	4,078,056	167,849
給 料 手 当	1,913,445	1,926,251	△ 12,806
臨 時 雇 賃 金	0	0	0
福 利 厚 生 費	303,418	302,521	897
会 議 費	369,394	335,929	33,465
旅 費 交 通 費	26,491	60,432	△ 33,941
通 信 運 搬 費	49,631	38,735	10,896
備 品 費	0	0	0
消 耗 品 費	127,781	53,066	74,715
印 刷 製 本 費	28,088	29,223	△ 1,135
光 熱 水 料 費	0	14,718	△ 14,718
賃 借 料	149,736	144,529	5,207
租 税 公 課	0	0	0
支 払 負 担 金	165,240	163,240	2,000
支 払 返 還 金	100,246	88,595	11,651
委 託 費	962,928	909,306	53,622
雑 費	49,507	11,511	37,996
経常費用計	53,491,082	50,035,064	3,456,018
当期経常増減額	2,088,540	1,460,195	628,345
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,088,540	1,460,195	628,345
一般正味財産期首残高	11,343,744	9,883,549	1,460,195
一般正味財産期末残高	13,432,284	11,343,744	2,088,540
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	113,432,284	111,343,744	2,088,540

# 正味財産増減計算書内訳表

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	31,500	0	3,500	35,000
基本財産受取利息	31,500	0	3,500	35,000
② 受取会費	0	11,840,000	460,000	12,300,000
正会員受取会費	0	0	460,000	460,000
賛助会員受取会費	0	11,840,000	0	11,840,000
③ 事業収益	0	1,043,586	0	1,043,586
施設使用料収益	0	74,549	0	74,549
販売手数料収益	0	773,528	0	773,528
電気使用料収益	0	195,509	0	195,509
④ 事業受託収益	4,574,124	0	0	4,574,124
市事業受託収益	4,574,124	0	0	4,574,124
⑤ 受取補助金等	35,124,700	0	2,502,000	37,626,700
受取市補助金	35,044,700	0	2,502,000	37,546,700
受取民間補助金	80,000	0	0	80,000
⑥ 雑収益	141	71	0	212
受取利息	141	71	0	212
雑収益	0	0	0	0
経常収益計	39,730,465	12,883,657	2,965,500	55,579,622
(2) 経常費用				
① 事業費	44,242,495	5,002,682	0	49,245,177
給料手当	3,730,788	1,326,786	0	5,057,574
臨時雇賃金	0	0	0	0
福利厚生費	568,911	265,492	0	834,403
会議費	63,430	0	0	63,430
旅費交通費	680,760	23,179	0	703,939
通信運搬費	215,627	43,427	0	259,054
備品費	0	0	0	0
消耗品費	525,351	133,409	0	658,760
修繕費	0	0	0	0
印刷製本費	223,630	24,577	0	248,207
光熱水料費	0	213,112	0	213,112
賃借料	482,313	1,065,117	0	1,547,430
保険料	730	0	0	730
諸謝金	180,000	0	0	180,000
租税公課	190,300	1,364,100	0	1,554,400

科 目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	合 計
支 払 負 担 金	1,688,000	0	0	1,688,000
支 払 助 成 金	32,958,007	0	0	32,958,007
支 払 返 還 金	2,293,183	0	0	2,293,183
委 託 費	0	481,680	0	481,680
雑 費	441,465	61,803	0	503,268
② 管 理 費	0	0	4,245,905	4,245,905
給 料 手 当	0	0	1,913,445	1,913,445
臨 時 雇 賃 金	0	0	0	0
福 利 厚 生 費	0	0	303,418	303,418
会 議 費	0	0	369,394	369,394
旅 費 交 通 費	0	0	26,491	26,491
通 信 運 搬 費	0	0	49,631	49,631
備 品 費	0	0	0	0
消 耗 品 費	0	0	127,781	127,781
印 刷 製 本 費	0	0	28,088	28,088
光 熱 水 料 費	0	0	0	0
賃 借 料	0	0	149,736	149,736
租 税 公 課	0	0	0	0
支 払 負 担 金	0	0	165,240	165,240
支 払 返 還 金	0	0	100,246	100,246
委 託 費	0	0	962,928	962,928
雑 費	0	0	49,507	49,507
経常費用計	44,242,495	5,002,682	4,245,905	53,491,082
当期経常増減額	△ 4,512,030	7,880,975	△ 1,280,405	2,088,540
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他 会 計 振 替 額	( 4,500,000)	(△4,500,000)	( 0)	( 0)
当期一般正味財産増減額	△ 12,030	3,380,975	△ 1,280,405	2,088,540
一般正味財産期首残高	3,588,612	10,223,284	△2,468,152	11,343,744
一般正味財産期末残高	3,576,582	13,604,259	△3,748,557	13,432,284
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	90,000,000	0	10,000,000	100,000,000
指定正味財産期末残高	90,000,000	0	10,000,000	100,000,000
III 正味財産期末残高	93,576,582	13,604,259	6,251,443	113,432,284

## 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を適用している。

#### (2) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券（国債）	0	0	0	0
定期預金	100,000,000	0	0	100,000,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
競技力向上対策積立預金	3,000,000	0	1,000,000	2,000,000
小 計	3,000,000	0	1,000,000	2,000,000
合 計	103,000,000	0	1,000,000	102,000,000

### 3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	100,000,000	(100,000,000)	( 0)	( 0)
小 計	100,000,000	(100,000,000)	( 0)	( 0)
特定資産				
競技力向上対策積立預金	2,000,000	( 0)	(2,000,000)	( 0)
小 計	2,000,000	( 0)	(2,000,000)	( 0)
合 計	102,000,000	(100,000,000)	(2,000,000)	( 0)

### 4 担保に供している資産

担保に供している資産はない。

### 5 保証債務

保証債務はない。

6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
管理費補助金	長崎市	0	7,943,000	7,943,000	0	—
競技力向上普及指導費補助金	長崎市	0	5,404,000	5,404,000	0	—
県民体育大会派遣費補助金	長崎市	0	6,595,000	6,595,000	0	—
国民体育大会選手派遣費補助金	長崎市	0	1,640,000	1,640,000	0	—
ジュニアスポーツ対策費補助金	長崎市	0	15,809,000	15,809,000	0	—
体育大会等開催費補助金	県体協	0	80,000	80,000	0	—
合 計		0	37,471,000	37,471,000	0	—

## 附属明細書

1 特定資産の明細

財務諸表に対する注記の2及び3に記載しているため省略する。

# 決算監査報告書

平成31年4月17日

公益財団法人長崎市スポーツ協会  
会長 川村豊彦様

公益財団法人長崎市スポーツ協会

監事 瀨浦美



公益財団法人長崎市スポーツ協会

監事 川口義



私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査しましたが、その方法及び結果について次のとおり報告します。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討しました。

## 2 監査意見

### (1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその付属明細書は、法令又は定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

### (2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

## 公益財団法人長崎市スポーツ協会定款(抜粋)

(目 的)

第3条 この法人は、長崎市におけるスポーツの普及・振興等に関する事業を行い、市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の育成強化と連絡調整に関する事業
- (2) スポーツ大会及びスポーツ教室の開催等スポーツの普及、競技力向上に関する事業
- (3) スポーツ大会への選手の派遣に関する事業
- (4) 指導者の資質の向上に関する事業
- (5) 市民の健康・体力づくりに関する事業
- (6) スポーツに関する市民の相談に関する事業
- (7) スポーツの調査研究及び広報活動に関する事業
- (8) スポーツ功労者の表彰に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 第1項に規定する事業については、長崎市及びその周辺において行うものとする。

3 この法人は、第1項の事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う。

- (1) 物品販売事業
- (2) 駐車場事業
- (3) その他前各号に掲げる事業に関連する事業

## 地 方 自 治 法

第221条第3項 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払いを保証し、又は損失保償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

第243条の3第2項 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

## 地 方 自 治 法 施 行 令

第152条第1項 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 1 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- 2 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人および一般財団法人並びに株式会社

第173条第1項 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

## 公益財団法人長崎市スポーツ協会設立までの経過

長崎市におけるスポーツの普及・振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的とする法人の設立計画に基づき、平成2年3月28日財団法人長崎市体育協会設立発起人会を開催し、関係議案の議決を経て同年12月7日長崎県教育委員会に設立の許可を申請し、同年12月17日付で設立を許可されたので同年12月21日財団法人の設立登記を完了し、事務所を長崎市桜町6番3号に置き発足した。その後、平成9年5月10日に事務所を長崎市魚の町5番1号に移転した。また、平成20年に施行された新たな公益法人制度に基づき、平成25年8月に長崎県知事あてに移行認定申請書を提出し、平成26年4月1日から公益財団法人に移行した。さらに、平成30年4月1日から、「公益財団法人長崎市スポーツ協会」へと名称を変更した。